

障がいのある子ども・家庭への支援

支援項目	対象	内容	問合せ先
心身障害者 医療費助成	身体障害者手帳4級以上、療育手帳B中度以上、またはIQ50以下、精神障害者保健福祉手帳1級で通院の方	受給資格を有する期間の医療費の自己負担分を助成します。 (所得制限あり)	市民課 医療年金グループ ☎ 84-5005 MAP-2
就学奨励費	学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当する児童生徒の保護者または、特別支援学級に在籍する児童・生徒の保護者等	経済的負担能力の程度に応じて就学に必要な経費の一部を補助します。	教育総務課 保健給食グループ ☎ 84-5073 MAP-2
あいあい 「白鳥の湯」 無料入浴券支給	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかをお持ちの方、およびその介助をされている方 (1人)	白鳥の湯無料入浴券 (年間24回利用可能) を交付します。	地域福祉課 福祉総務グループ ☎ 84-3311 MAP-1

支援項目	対象	内容
育成医療	手術等の治療により障がいが軽減できると見込まれる、18歳未満の身体に障がいのある児童	指定自立支援医療機関での対象疾患の治療について医療費を助成します(保険適用分のみ、自己負担金あり)。
特別児童扶養手当	20歳未満で中・重度の障がいを持つ児童を扶養している保護者	1級 月額 55,350円 2級 月額 36,860円 (4か月ごとに支給、所得制限あり)
心身障害児童福祉手当	身体障害者手帳3級以上、またはIQ50以下の障がいのある3歳以上20歳未満の児童を自宅で介助している保護者	月額2,000円 (半期ごとに支給)
障害児福祉手当	著しい重度の障がいがあり、日常生活において常時特別の介護を必要とする20歳未満の児童	月額15,690円 (3か月ごとに支給、所得制限あり)
小児慢性特定疾患児日常生活用具給付	小児慢性特定疾患児	電気たん吸引器などの日常生活用具を給付します。
補装具給付	身体障害者手帳等を所持する児童	身体上の障がい等を補うための用具(補装具)の交付および修理にかかる費用を支給します(支給される用具は、障がいの等級や種別により異なります)。
介護給付・障害児通所給付	障害者総合支援法および児童福祉法の規定により支給決定を受けた障がいのある児童	障害者総合支援法に基づくサービス(居宅介護、短期入所等)や児童福祉法に基づくサービス(児童発達支援、放課後等デイサービス等)を提供します。
日中一時支援事業	障害者総合支援法の規定により支給決定を受けた障がいのある児童	障がいのあるお子さんに長期休暇等、日中における活動の場を提供します。
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がいのある子ども	社会参加を促進するため、外出時の円滑な移動を支援します。
訪問入浴	市内在住で、自宅での入浴が困難な身体障がい児(肢体不自由1級の方)	対象者の家庭を訪問入浴車が訪問し、入浴の介助(看護師、または准看護師1人及び介護職員2人)を提供します。
日常生活用具給付費	重度の障がいのある児童	日常生活上の便宜を図るために特殊寝台や入浴補助用具などを給付します。